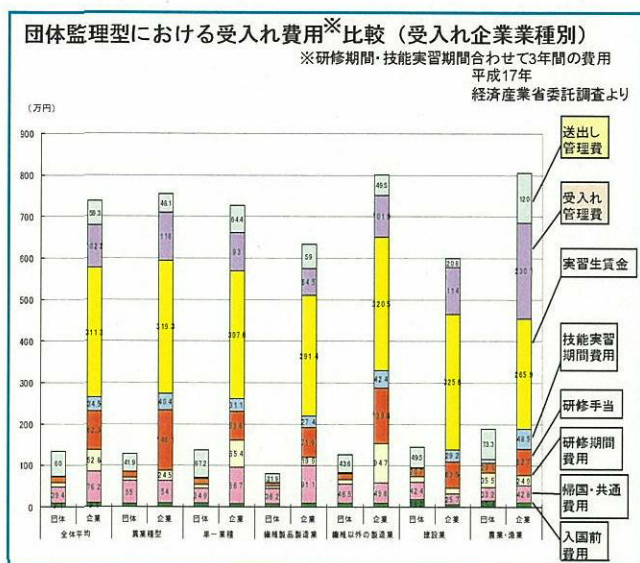


組みとなっており、この受入れ団体や送出し機関の一部にあっせんによる営利を目的として高額な管理費等を徴収しているケースや、受入れ団体、送出し機関以外の第三者が、いわゆるブローカーとして仲介しているケースもあると言われる。

このような受入れ団体や送出し機関等の存在は、制度の趣旨に反するだけでなく、受入れ企業の負担増や研修生・実習生に対する拘束的な研修や労働の要因ともなっていることから、受入れ団体・送出し機関等の適正化が必要である。



【送出し機関の実態】

JITCOと送出し国政府窓口との間において協力体制に関する文書(R/D)を締結しており、各国政府窓口は適切と認められる送出し機関を認定している。

(中国の例)

中国の認定送出し機関は、①商務部管轄の中日研修生協力機構に加盟するもの(182機関)と、②国家外国専門家局が認定するもの(8団体)の2種類がある。

また、研修生・実習生に対するケア、送出し管理費の徴収や新規受入れ団体・企業の開拓等を目的として、日本国内に駐日事務所を設置している送出し機関も多い。(①44機関、②6機関)

この他、認定送出し機関が関与せず、地方自治体等の地方組織が直接研修生を送り出すケースがある。

II 適正化に向けた取組

このような不適正な事案の増加を受けて、関係行政機関及びJITCOにおいては制度の適正化に向けた取組を強化しているところである。

まず、JITCOにおいては、制度の適正かつ円滑な推進を図ることを目的として、受入れ団体・企業に対する総合的な支援、研修生・実習生に対する相談援助のほか、研修・技能実習の実効性を確保するため、受入れ団体・企業に対する調査、巡回指導等を実施している。

この巡回指導については、年間約6,000件実施しているが、平成19年度においては7,300件(全受入れ企業の約半数)に増やす予定である。また、平成18年度においては、労働関係法令の遵守状況を中心とした自主点検を、すべての実習生受入れ企業(14,500企業)及び受入れ団体(1,180団体)を対象に実施した。JITCOにおいては、自主点検結果を踏まえ、未回答企業及び問題があると認められた企業への巡回指導を実施し、それらの結果を労働基準監督機関に提供しているところである。

また、労働基準監督機関においては、実習生についての労働基準関係法令の遵守徹底を平成19年度の重点施策の一つに掲げ、JITCOから提供された情報も踏まえ、実習生の労働条件の履行・確保上、問題がある実習生受入れ事業場に対する監督指導を実施している。